

# 11月5日は「津波防災の日」です 事前の備えで津波災害から身を守りましょう！

問危機管理課 ☎内線241

## 安全を確保するために

津波は通常の波とは異なり、数分から数十分、大量の海水が壁となり押し引きを繰り返します。また、津波が陸上を襲った場合には、人や建物を押し流し、甚大な被害が発生します。津波の情報を正しく理解し、迅速な避難を行うことが大切です。

いざというときのために、今からできる備えを事前に確認しておきましょう。

## ハザードマップで浸水範囲を確認しよう

直近でもカムチャツカ半島沖で発生した地震の影響で大磯町にも津波警報が発表されるなど、地震による津波への事前対策の重要性が高まっています。ハザードマップで自宅や勤務先・学校等の危険度を把握し、避難場所・避難経路を確認しましょう。

ハザードマップは冊子以外に町ホームページやおおいそ防災・行政ナビ（防災アプリ）からも確認できます。

災害は突然発生することから、あらかじめの備えとして



ハザードマップ



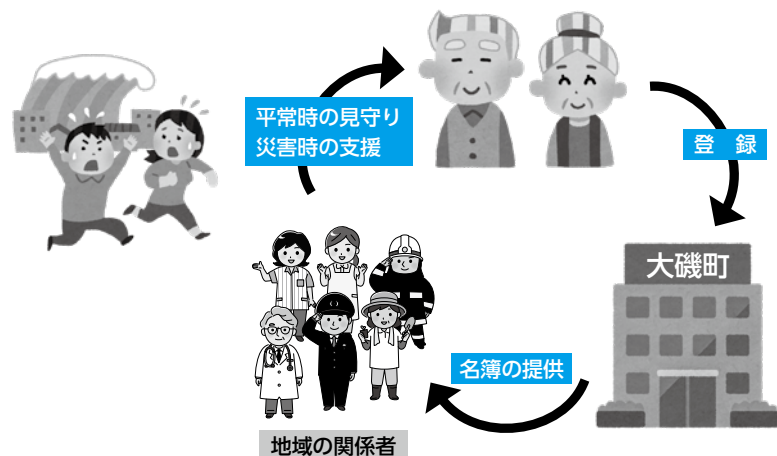
防災アプリ  
(Android)



防災アプリ  
(iPhone)



## 避難行動要支援者制度を活用しましょう



避難行動要支援者制度とは、災害時に一人で避難することが困難、または何らかの支援を必要とする方が、避難行動要支援者として登録することで、災害時の安否確認や避難誘導などの支援に活用するための制度です。防災訓練では、各地区により個別避難計画に基づいた避難訓練を実施するなど避難支援に活用しています。

登録を希望される方は、「大磯町避難行動要支援者登録同意確認書」を町役場の窓口（危機管理課、福祉課）や町のホームページから入手し、ご記入の上ご提出ください。

ご記入いただいた情報は、平常時から自治会、民生委員など、避難支援に携わる方に提供されます。